

提出せるものである。

決議

我日本労働同盟関東労働同盟會第八回大會は左の理由に依り現民政党内閣を強劾する

- 一、組閣頭初に於て特別議會の召集を廻避し非立憲的無度を敢てせること
- 一、舊平價に依る金解禁の斷行に依つて經濟界を不安沈衰せしめ其の犠牲を無産階級にのみ轉嫁し不安を醸成したること
- 一、不合理な緊縮節約を強調し消費の減退、生産の縮少等を招來し財界をして未曾有の不況に陥らしめたること
- 一、官更減俸案の撤回に依つて政策實行の根底に眞に民衆生活に對する根本意識のない事を暴露せること
- 一、資本家本位の産業合理化に依り労働階級の生活に一大恐怖を與へ失業者を増加せしめたること
- 一、第五十八特別議會に於て勤勞大衆の現實苦を無視し少數金融資本家を擁護す可く幾多の法律を制定したる事
- 一、労働組合法制定の公約を無視して社會民衆黨の提出にかゝる労働組合法を審議未了に終らしめたる事

右決議す

實行方法

- 一、社會民衆黨主催に依る彈劾演說會を開催せしむる事
- 一、其他新任執行委員一任

(六)

七、屋外労働者保護法制定要求の件

提出 神奈川聯合會

理由

我が國內に於て屋外労働者として鐵道運輸、沖仲仕、貨物運搬、石炭運輸、石材工、工場會社の入夫等其數百數十萬に達し、且つ最も危險なる作業の爲め負傷疾病頻出するにもかゝらば、中間に存在せる親方も會社も何等之に對する手當も支給しない、然も何等之を保護する處の法律の有らざるは、不合理も甚しいと言はざるを得ない。我等は茲に、完全なる屋外労働者保護法の制定を要求する所以である。

決議文

今日我が日本に於て、屋外に働く労働階級百數十萬を算するに不拘政府當局は之が保護のために何等の法律も制定せず、ほしいまゝに、資本家階級並中間ブローカーの搾取に委せておくことは我國産業發達の上に重大なる損失をなし同時に労働階級の生活向上を阻害すること極めて大である、故に速かに政府は之が保護法を制定することを要求す。

右決議す

實行方法

- 一、決議文を關係當局に提出し、其實行を迫ること
- 二、其他新任役員一任

八、労働者保護法制定要求の件

提出 運輸労働組合

九、労働組合法制定要求に關する件

提出 關東労働同盟會理事會

(七)